

熊本市公報

第 1354 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
 熊本市総務局総務課
 発行日 毎月 15 日・末日

目 次

規 則

○熊本市公営企業主要補助職員の指定に関する規則の一部を改正する規則（規則第 55 号）	846
○地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則（規則第 56 号）	847
○熊本市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第 57 号）	848
○熊本市消防団の組織に関する規則の一部を改正する規則（規則第 58 号）	850

訓 令

○熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 8 号）	851
○熊本市消防局事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 9 号）	852

告 示

○放置自転車の売却等（告示第 383 号）	853
○放置自転車の売却等（告示第 384 号）	853
○担保権設定等財産の差押通知書の公示送達（告示第 386 号）	853
○平成 24 年度市税督促状の公示送達（告示第 387 号）	853
○県道の供用開始（告示第 388 号）	854
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 389 号）	854
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 390 号）	855
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 391 号）	855
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 392 号）	855
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 393 号）	855
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（告示第 394 号）	856
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（告示第 395 号）	856
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 396 号）	856
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 397 号）	857
○市道の供用廃止（告示第 398 号）	857
○市道の訂正告示（告示第 399 号）	857
○使用料及び手数料等の徴収又は収納事務の委託（告示第 400 号）	858
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 403 号）	858
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 404 号）	858
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 405 号）	859
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 406 号）	859
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 407 号）	859

○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 408 号）	860
○生活保護法等による医療機関の指定（告示第 410 号）	860
○生活保護法による指定医療機関の変更（告示第 411 号）	863
○生活保護法による指定医療機関の廃止（告示第 412 号）	864
○生活保護法等による介護機関の指定（告示第 413 号）	865
○生活保護法による介護機関の指定（告示第 414 号）	866
○生活保護法による指定介護機関の変更（告示第 415 号）	866
○生活保護法による指定介護機関の廃止（告示第 416 号）	867
○市道の区域変更（告示第 417 号）	867
○市道の供用開始（告示第 418 号）	868
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（告示第 419 号）	868
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 420 号）	868
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 421 号）	869
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 422 号）	869
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 423 号）	869
○市道の区域変更（告示第 425 号）	870
○熊本市職員の退職手当に関する条例による退職手当支給制限処分（告示第 426 号）	870
○介護保険法による地域密着型サービス事業者の指定（告示第 428 号）	872
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 429 号）	872
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 430 号）	872
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 431 号）	872
○財政状況の公表（告示第 432 号）	873

公 告

○開発行為に関する工事の完了（公告第 359 号）	873
○城南町中央土地区画整理組合の換地計画の縦覧（公告第 360 号）	873
○開発行為に関する工事の完了（公告第 362 号）	873
○平成 24 年度個人情報保護制度の実施状況（公告第 366 号）	874
○平成 24 年度情報公開制度の実施状況（公告第 367 号）	876
○開発行為に関する工事の完了（公告第 370 号）	878
○開発行為に関する工事の完了（公告第 372 号）	878
○開発行為に関する工事の完了（公告第 373 号）	878
○開発行為に関する工事の完了（公告第 374 号）	879
○農業振興地域整備計画の変更及び縦覧（公告第 375 号）	879
○地籍調査の実施（公告第 380 号）	879
○小規模修繕希望者登録参加者に必要な資格等（公告第 381 号）	880
○開発行為に関する工事の完了（公告第 382 号）	881
○熊本市建設工事低入札価格調査実施要領の一部を改正する要領（公告第 385 号）	881
○工事請負契約に係る最低制限価格の算定基準の一部を改正する基準（公告第 386 号）	881
○熊本市建設工事履行確実性評価型総合評価一般競争入札実施要領の一部を改正する要領 （公告第 387 号）	882
○開発行為に関する工事の完了（公告第 389 号）	882
○開発行為に関する工事の完了（公告第 393 号）	882
○開発行為に関する工事の完了（公告第 394 号）	882
○城南町中央土地区画整理組合の定款変更認可（公告第 395 号）	883

○開発行為に関する工事の完了（公告第 397 号）	883
○開発行為に関する工事の完了（公告第 398 号）	884
○開発行為に関する工事の完了（公告第 400 号）	884
○開発行為に関する工事の完了（公告第 402 号）	884
○開発行為に関する工事の完了（公告第 403 号）	884
○開発行為に関する工事の完了（公告第 404 号）	885
中 央 区	
○住民票の職権消除（中央区告示第 9 号）	885
○住民票の職権消除（中央区告示第 10 号）	885
北 区	
○住民票の職権消除（北区告示第 4 号）	885
上下水道局	
○熊本市上下水道局安全衛生委員会規程の一部を改正する規程（上下水道局規程第 16 号）	886
○熊本市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程（上下水道局規程第 17 号）	887
○熊本市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程（上下水道局規程第 18 号）	887
○熊本市上下水道事業企業職員職名規程の一部を改正する規程（上下水道局規程第 19 号）	887
○熊本市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程（上下水道局規程第 20 号）	888
○指定給水装置工事事業者の指定（上下水道局告示第 30 号）	888
○排水設備指定工事店の指定（上下水道局告示第 31 号）	888
病 院 局	
○熊本市病院事業企業職員職名規程の一部を改正する規程（病院局規程第 7 号）	889
○熊本市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程（病院局規程第 8 号）	889
○熊本市病院局事務決裁規程の一部を改正する規程（病院局規程第 9 号）	889
教育委員会	
○熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則（教委規則第 7 号）	890
○熊本市教育委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則（教委規則第 8 号）	890
農業委員会	
○農業委員会総会の開催（農委公告第 5 号）	890

規 則

規 則 第 55 号

平成 25 年 5 月 31 日

熊本市公営企業主要補助職員の指定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市公営企業主要補助職員の指定に関する規則の一部を改正する規則

熊本市公営企業主要補助職員の指定に関する規則（昭和 27 年規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 号ア中「総括雨水担当審議員、技監」を「技監、総括雨水担当審議員」に改め、同号イ中「首席上下水道審議員」の次に「、首席給与担当審議員」を加え、同号ウ中「上下水道審議員」の次に「、給与担当審議員」を加え、同条第 3 号イ中「首席工事検査審議員」の次に「、首席給与担当審議員」を加え、同号ウ中「工事検査審議員」の次に「、給与担当審議員」を加え、同条の条名を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 56 号

平成 25 年 5 月 31 日

地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和 45 年規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号ア中「総括雨水担当審議員、技監」を「技監、総括雨水担当審議員」に改め、同号イ中「首席上下水道審議員」の次に「、首席給与担当審議員」を加え、同号ウ中「上下水道審議員」の次に「、給与担当審議員」を加え、第 3 号イ中「首席工事検査審議員」の次に「、首席給与担当審議員」を加え、同号ウ中「工事検査審議員」の次に「、給与担当審議員」を加える。

附 則

この規則は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

規則第57号

平成25年5月31日

熊本市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸山政史

熊本市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

熊本市老人福祉法施行細則(平成6年規則第61号)の一部を次のように改正する。

第2条、第10条、第14条、第15条、第16条第2項、第17条第1項から第3項までの規定、第18条、第19条、第20条及び第23条中「市長」を「福祉事務所長」に改める。

第24条第3項中「市長」を「福祉事務所長」に、「決定通知書兼納入通知書兼領収書」を「納入通知書兼領収書」に改め、同条第5項中「市長」を「福祉事務所長」に改める。

第25条及び第26条中「市長」を「福祉事務所長」に改める。

様式第9号から様式第11号までの規定中「熊本市長(宛)」を「福祉事務所長(宛)」に改める。

様式第21号から様式第26号までの規定中「熊本市長」を「福祉事務所長」に改める。

様式第27号中「熊本市長(宛)」を「福祉事務所長(宛)」に改める。

様式第28号から様式第30号までの規定中「熊本市長」を「福祉事務所長」に改める。

様式第31号中「熊本市長」を「福祉事務所長」に、「清拭」を「清しき」に、「市長」を「福祉事務所長」に改める。

様式第32号及び様式第32号の2中「熊本市長様」を「福祉事務所長(宛)」に改める。

様式第33号から様式第35号までの規定中「熊本市長」を「福祉事務所長」に改

める。

様式第 3 6 号、様式第 3 7 号及び様式第 3 9 号中「熊本市長 様」を「 福
祉事務所長（宛）」に改める。

様式第 4 0 号中「決定通知書兼納入通知書兼領収書」を「納入通知書兼領収書」に、

「 上
老人福祉施設費用徴収金を決定 上記の老人福祉施設費用徴収金
しました。 について、この通知書により熊
本市指定金融機関、熊本市収納
この通知書により熊本市指定金 代理金融機関に納付してくださ
融機関、熊本市収納代理金融機 います。 に、
関に納付してください。

年 月 日

年 月 日

」

「熊本市長」を「 福祉事務所長」に改める。

様式第 4 1 号中「熊本市長」を「 福祉事務所長」に改める。

様式第 4 2 号及び様式第 4 3 号中「熊本市長」を「福祉事務所長」に改める。

様式第 4 4 号及び様式第 4 5 号中「熊本市長」を「 福祉事務所長」に改
める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 58 号

平成 25 年 5 月 31 日

熊本市消防団の組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市消防団の組織に関する規則の一部を改正する規則

熊本市消防団の組織に関する規則（昭和 46 年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 30 分団の項中「田迎小学校区」の次に「、田迎西小学校区」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

訓 令 第 8 号

平成 25 年 5 月 31 日

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市事務決裁に関する訓令(平成 8 年訓令第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条健康福祉子ども局次長専決事項の項第 13 号中「第 3 条」を「第 5 条」に改める。

第 15 条第 5 号ア中「給与及び」を削る。

附 則

この訓令は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条健康福祉子ども局次長専決事項の項第 13 号の改正規定については、令達の日から施行する。

訓 令 第 9 号

平成 25 年 5 月 31 日

熊本市消防局事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市消防局事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市消防局事務決裁に関する訓令（平成 11 年訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 号を削り、同条第 4 号中「給与及び」を削り、同号を同条第 3 号とし、同条第 5 号を同条第 4 号とし、同条第 6 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

告 示

告示第 383 号

平成 25 年 5 月 16 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年 3 月 11 日規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日
平成 25 年 5 月 16 日
- 3 売却又は廃棄の台数
自転車 84 台

告示第 384 号

平成 25 年 5 月 16 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年 3 月 11 日規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日
平成 25 年 5 月 16 日
- 3 売却又は廃棄の台数
自転車 245 台

告示第 386 号

平成 25 年 5 月 17 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 55 条の規定に基づく担保権設定等財産の差押通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

- 1 送達を受けるべき者（登載省略）
1 人
- 2 送達する書類名
担保権設定等財産の差押通知書

告示第 387 号

平成 25 年 5 月 17 日

平成 24 年度市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき告示する。

なお、督促状は熊本市財政局納税課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 督促状送達の効力の発生日
この掲示を始めた日から起算して7日を経過した日
- 2 督促状の送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
 - (1) 市県民税（普通徴収） 5件
 - (2) 固定資産税 2件
 - (3) 市県民税（特別徴収） 7件
 - (4) 法人市民税 1件

告 示 第 3 8 8 号

平成 2 5 年 5 月 2 0 日

県道の供用を開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

道路の種類	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
一般県道	並建熊本線	西区春日三丁目 8 5 6 番 3 地先から 西区春日一丁目 1 3 0 3 番 6 地先まで	平成 2 5 年 5 月 2 0 日

告 示 第 3 8 9 号

平成 2 5 年 5 月 2 0 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした地縁団体廻江区から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

名称

「地縁団体廻江区」を「廻江区自治会」に改める。

目的

「本区は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連携
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 消防施設の維持管理
- (5) 放送施設の維持管理」を

「本会は、地域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡と親睦を図ること。
- (2) 区域内の美化、清掃等の環境整備に関すること。
- (3) 集会施設その他の財産の維持管理に関すること。
- (4) 福利、厚生に関すること。

- (5) 交通安全、防犯、防火等に関すること。
(6) その他目的達成に必要なこと。」へ変更。に改める。

区域

「本区の区域は、熊本市南区富合町廻江 5 3 7 番地の 1 から 8 7 8 番地 3 までの区域」を「本区の区域は、熊本市南区富合町廻江 5 3 7 番地の 1 から 8 7 8 番地 3 までと、熊本市南区富合町清藤 4 番地 2、清藤 5 番地 2、清藤 7 番地 4、清藤 7 番地 5、清藤 9 番地 1 の区域」に改める。

告示第 3 9 0 号

平成 2 5 年 5 月 2 0 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした芳野校区第 2 町内自治会から、同条第 1 0 項前段の規定に基づく告示事項の変更届出があったので、同項後段の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「西村 一弘 熊本市西区河内町野出 9 9 7 番地 1」を「中村 茂和 熊本市西区河内町野出 1 0 0 1 番地 3」に改める。

告示第 3 9 1 号

平成 2 5 年 5 月 2 0 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした河内校区第八町内自治会から、同条第 1 0 項前段の規定に基づく告示事項の変更届出があったので、同項後段の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「下田 英勝 熊本市西区河内町船津 2 0 3 7 番地」を「吉村 史伸 熊本市西区河内町船津 2 0 9 3 番地」に改める。

告示第 3 9 2 号

平成 2 5 年 5 月 2 0 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした芳野校区第 3 町内自治会から、同条第 1 0 項前段の規定に基づく告示事項の変更届出があったので、同項後段の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

主たる事務所の所在地

「熊本市西区河内町東門寺 3 6 6 番地 1」を「熊本市西区河内町大多尾 2 4 6 番地」に改める。

代表者の氏名及び住所

「内田 芳徳 熊本市西区河内町東門寺 3 6 6 番地 1」を「村上 隆司 熊本市西区河内町大多尾 2 4 6 番地」に改める。

告示第 3 9 3 号

平成 2 5 年 5 月 2 0 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした河内校区第 3 町内自治会から、同条第 1 0 項前段の規定に基づく告示事項の変更届出があったので、同項後段の規定により

次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「野崎 孝明 熊本市西区河内町河内 3 0 7 1 番地」を「清田 寛志 熊本市西区河内町河内 3 0 5 2 番地 2」に改める。

告 示 第 3 9 4 号

平成 2 5 年 5 月 2 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 3 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに 代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4 3 7 0 1 0 9 5 8 1	野尻会 ケアプランしんまち 熊本市中央区新町四丁目 4 番 2 6 号	医療法人野尻会 熊本市中央区新町四丁目 7 番 2 2 号 理事長 野尻 明弘	平成 2 5 年 6 月 3 日	居宅介護支 援

告 示 第 3 9 5 号

平成 2 5 年 5 月 1 2 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 3 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4 3 7 0 1 0 9 5 9 9	みどりの樹居宅介護支援センター 健軍 熊本市東区健軍一丁目 2 4 番 2 0 号	株式会社リープス・ケア 熊本市東区長嶺東五丁目 2 8 番 1 1 号 代表取締役 中島 理子	平成 2 5 年 6 月 1 日	居宅介護支 援

告 示 第 3 9 6 号

平成 2 5 年 5 月 2 2 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした新村区自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「平木 勝 熊本市北区植木町投刀塚 2 9 番地 3」を「塚本 健助 熊本市北区植木町投刀塚 5 3 番地 7」に改める。

告 示 第 3 9 7 号

平成 2 5 年 5 月 2 2 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした西里校区第四町内自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「田尻 輝雄 熊本市貢町 1 0 1 6 番地」を「内田 昭治 熊本市北区貢町 9 7 5 番地 1」に改める。

告 示 第 3 9 8 号

平成 2 5 年 5 月 2 2 日

市道の供用を廃止するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路 線 名	道 路 の 区 域	供用廃止の期日
		区 間	
2 1 - 8 3	小島上町薬師第 1 号線	西区小島二丁目 3 7 0 番地先から 西区城山薬師二丁目 3 8 4 番地先まで	平成 2 5 年 5 月 2 2 日

告 示 第 3 9 9 号

平成 2 5 年 5 月 2 2 日

平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日富合町告示第 3 0 号にて告示した告示内容を、次のように訂正する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

	整理番号	路 線 名	起 点
			終 点
誤	2 8 - 3 0 4 9 4	碓江 3 号線	大字碓江字地方 1 2 6 番地先
			大字碓江字地方 2 4 3 番 1 地先
正	2 8 - 3 0 4 9 4	碓江 第 4 号線	南区富合町碓江 1 2 6 番地先
			南区富合町碓江 2 4 3 番 1 地先

告 示 第 4 0 0 号

平成 25 年 5 月 22 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定に基づき、手数料の収納事務の委託に関し、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 受託者
熊本市東区御領一丁目 7 番 37 号
のなかどうぶつ病院
野中 敏道
- 2 委託期間
平成 25 年 4 月 2 日から
平成 26 年 3 月 31 日まで
- 3 委託する歳入の種類
犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料

告 示 第 4 0 3 号

平成 25 年 5 月 23 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした松尾校区第 4 町内自治会から、同条第 10 項前段の規定に基づく告示事項の変更届出があったので、同項前段の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

主たる事務所の所在地

「熊本市西区松尾町上松尾 3685 番地」を「熊本市西区松尾町上松尾 4211 番地」に改める。

告 示 第 4 0 4 号

平成 25 年 5 月 24 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
437010 9607	デイサービスむさしの 熊本市北区武蔵ヶ丘二丁目 20 番 6 号	合同会社イーハートブ 熊本市北区武蔵ヶ丘二丁目 1826 番 58 代表社員 松尾 洋子	平成 25 年 6 月 1 日	通所介護
437010 9607	デイサービスむさしの 熊本市北区武蔵ヶ丘二丁目 20 番 6 号	合同会社イーハートブ 熊本市北区武蔵ヶ丘二丁目 1826 番 58 代表社員 松尾 洋子	平成 25 年 6 月 1 日	介護予防通所介 護

告 示 第 4 0 5 号

平成 2 5 年 5 月 2 4 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4 3 7 0 1 0 9 6 1 5	デイサービス あおぞら 熊本市北区清水万石五丁目 2 番 5 8 号	株式会社 K&G 熊本市北区清水万石五丁目 2 番 5 8 号 代表取締役 白石 敬一郎	平成 2 5 年 6 月 1 日	通所介護
4 3 7 0 1 0 9 6 1 5	デイサービス あおぞら 熊本市北区清水万石五丁目 2 番 5 8 号	株式会社 K&G 熊本市北区清水万石五丁目 2 番 5 8 号 代表取締役 白石 敬一郎	平成 2 5 年 6 月 1 日	介護予防通 所介護

告 示 第 4 0 6 号

平成 2 5 年 5 月 2 4 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした後古閑自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「鹿本郡植木町大字後古閑 6 番地から 2 8 5 番地まで、轟 6 1 9 番地の 1 から 6 2 5 番地の 2 まで、鞍掛 3 4 番地の区域とする。」を「熊本市北区植木町後古閑 6 番地から 2 8 5 番地まで、轟 6 1 9 番地の 1 から 6 2 5 番地の 2 まで、鞍掛 3 4 番地の区域とする。」に改める。

事務所の所在地

「熊本県鹿本郡植木町大字後古閑 1 4 0 番地の 1」を「熊本市北区植木町後古閑 1 4 0 番地の 1」に改める。

告 示 第 4 0 7 号

平成 2 5 年 5 月 2 4 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした塚原自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

目的

「本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連携

- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
 (3) 集会施設の維持管理
 (4) 消防施設の維持管理」を

「本会は、地域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡と親睦を図ること。
 (2) 区域内の美化、清掃等の環境整備に関すること。
 (3) 集会施設その他の財産の維持管理に関すること。
 (4) 福利、厚生に関すること。
 (5) 交通安全、防犯、防災等に関すること。
 (6) その他目的達成に必要なこと。」に改める。

区域

「本会の区域は、熊本県下益城郡城南町大字塚原字宮下、北宮下、島堂、小木原、居屋敷、五反、破田、上ノ原、丸山、西水島、東水島、田代、下道、八反田、石鳥居、丸尾、北原、松手及び大字東阿高字岸 173 番地 1 から 173 番地 16、176 番地 1 から 220 番地 1 までの区域とする。」を「本会の区域は、熊本県熊本市南区城南町塚原の区域及び東阿高岸の区域とする。」に改める。

事務所の所在地

「本会の事務所は、代表者の住所に置く。」を「本会の事務所は、熊本市南区城南町塚原 705 番地 3 (塚原公民館) に置く。」に改める。

告 示 第 4 0 8 号

平成 25 年 5 月 24 日

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした塚原自治会から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「高木 教斗 熊本市城南町塚原 838 番地」を「岡田 大憲 熊本市南区城南町塚原 945 番地 1」に改める。

事務所の所在地

「熊本市城南町塚原 838 番地」を「熊本市南区城南町塚原 945 番地 1」に改める。

告 示 第 4 1 0 号

平成 25 年 5 月 27 日

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号) 第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
(医科)		
尾ノ上託麻台診療所 熊本市東区尾ノ上一丁目 14-27 医療法人 堀尾会 理事長 堀尾 慎彌	整形外科	平成 25 年 5 月 1 日

(歯科)		
木庭歯科医院 熊本市中央区大江五丁目14-13 木庭 浩高	歯科・小児歯科	平成25年4月1日
寺島歯科医院 熊本市南区田迎六丁目2-1 寺島 美史	歯科	平成25年4月1日
(薬局)		
株式会社大賀薬局 帯山店 熊本市中央区帯山八丁目2番5号 株式会社大賀薬局 代表取締役 大賀 研一	薬局	平成25年4月17日
ふじさき調剤薬局 熊本市中央区北千反畑町2-3 有限会社タカヒロメディカル 代表取締役 阿部 隆文	薬局	平成25年5月15日
(あん摩・マッサージ)		
河村鍼灸治療院 河村 善弘 熊本市中央区坪井五丁目1-36 定村アパート101号 河村鍼灸治療院 河村 善弘	あん摩・マッサージ	平成25年5月2日
医療機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
(あん摩・マッサージ)		
在宅マッサージ クオン 齊田 淳仁 熊本市中央区南熊本五丁目1-1 株式会社ドゥーイングジョブコミュニケーションズ 在宅マッ サージ クオン事業部 熊本営業所 阿多 浩一	あん摩・マッサージ	平成25年5月10日
在宅マッサージ クオン 早川 弘和 熊本市中央区南熊本五丁目1-1 株式会社ドゥーイングジョブコミュニケーションズ 在宅マッ サージ クオン事業部 熊本営業所 阿多 浩一	あん摩・マッサージ	平成25年5月10日
在宅マッサージ クオン 早川 正子 熊本市中央区南熊本五丁目1-1 株式会社ドゥーイングジョブコミュニケーションズ 在宅マッ サージ クオン事業部 熊本営業所 阿多 浩一	あん摩・マッサージ	平成25年5月10日
在宅マッサージ クオン 青木 広光 熊本市中央区南熊本五丁目1-1 株式会社ドゥーイングジョブコミュニケーションズ 在宅マッ サージ クオン事業部 熊本営業所 阿多 浩一	あん摩・マッサージ	平成25年5月10日
在宅マッサージ クオン 矢住 紘一 熊本市中央区南熊本五丁目1-1 株式会社ドゥーイングジョブコミュニケーションズ 在宅マッ サージ クオン事業部 熊本営業所 阿多 浩一	あん摩・マッサージ	平成25年5月10日
在宅マッサージ クオン 緒方 信博 熊本市中央区南熊本五丁目1-1 株式会社ドゥーイングジョブコミュニケーションズ 在宅マッ サージ クオン事業部 熊本営業所 阿多 浩一	あん摩・マッサージ	平成25年5月10日

在宅マッサージ クオン 古郡 洋男 熊本市中央区南熊本五丁目 1-1 株式会社ドゥーイングジョブコミュニケーションズ 在宅マッ サージ クオン事業部 熊本営業所 阿多 浩一	あん摩・マッサージ	平成 25 年 5 月 10 日
在宅マッサージ クオン 前田 則浩 熊本市中央区南熊本五丁目 1-1 株式会社ドゥーイングジョブコミュニケーションズ 在宅マッ サージ クオン事業部 熊本営業所 阿多 浩一	あん摩・マッサージ	平成 25 年 5 月 10 日
医療機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
(あん摩・マッサージ)		
マッサージケアセンター ひかり 井 珠美 熊本市東区花立三丁目 34 番 13-102 号 マッサージケアセンター ひかり 代表 草野 麻美	あん摩・マッサージ	平成 25 年 5 月 10 日
マッサージケアセンター ひかり 清田 茜 熊本市東区花立三丁目 34 番 13-102 号 マッサージケアセンター ひかり 代表 草野 麻美	あん摩・マッサージ	平成 25 年 5 月 10 日
(はり・灸)		
河村鍼灸治療院 河村 善弘 熊本市中央区坪井五丁目 1-36 定村アパート 101 号 河村鍼灸治療院 河村 善弘	はり・灸	平成 25 年 5 月 2 日
在宅マッサージ クオン 早川 弘和 熊本市中央区南熊本五丁目 1-1 株式会社ドゥーイングジョブコミュニケーションズ 在宅マッ サージ クオン事業部 熊本営業所 阿多 浩一	はり・灸	平成 25 年 5 月 10 日
在宅マッサージ クオン 早川 正子 熊本市中央区南熊本五丁目 1-1 株式会社ドゥーイングジョブコミュニケーションズ 在宅マッ サージ クオン事業部 熊本営業所 阿多 浩一	はり・灸	平成 25 年 5 月 10 日
在宅マッサージ クオン 青木 広光 熊本市中央区南熊本五丁目 1-1 株式会社ドゥーイングジョブコミュニケーションズ 在宅マッ サージ クオン事業部 熊本営業所 阿多 浩一	はり・灸	平成 25 年 5 月 10 日
在宅マッサージ クオン 矢住 紘一 熊本市中央区南熊本五丁目 1-1 株式会社ドゥーイングジョブコミュニケーションズ 在宅マッ サージ クオン事業部 熊本営業所 阿多 浩一	はり・灸	平成 25 年 5 月 10 日
在宅マッサージ クオン 緒方 信博 熊本市中央区南熊本五丁目 1-1 株式会社ドゥーイングジョブコミュニケーションズ 在宅マッ サージ クオン事業部 熊本営業所 阿多 浩一	はり・灸	平成 25 年 5 月 10 日
在宅マッサージ クオン 古郡 洋男 熊本市中央区南熊本五丁目 1-1 株式会社ドゥーイングジョブコミュニケーションズ 在宅マッ サージ クオン事業部 熊本営業所 阿多 浩一	はり	平成 25 年 5 月 10 日

医療機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
(はり・灸)		
在宅マッサージ クオン 前田 則浩 熊本市中央区南熊本五丁目1-1 株式会社ドゥーイングジョブコミュニケーションズ 在宅マッ サージ クオン事業部 熊本営業所 阿多 浩一	はり	平成25年5月10日
マッサージケアセンター ひかり 井 珠美 熊本市東区花立三丁目34番13-102号 マッサージケアセンター ひかり 代表 草野 麻美	はり・灸	平成25年5月10日
マッサージケアセンター ひかり 清田 茜 熊本市東区花立三丁目34番13-102号 マッサージケアセンター ひかり 代表 草野 麻美	はり・灸	平成25年5月10日

告示第 4 1 1 号

平成 25 年 5 月 27 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次の指定医療機関から変更の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山 政史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
(診療)		
新 熊本整形外科病院 熊本市中央区九品寺一丁目15番7号 社会医療法人社団熊本丸田会 理事長 坂口 満	平成25年3月28日	代表者変更
旧 熊本整形外科病院 熊本市中央区九品寺一丁目15番7号 社会医療法人社団熊本丸田会 理事長職務代行者 原村 憲司		
新 熊本県看護協会訪問看護ステーションくまもと 熊本市東区花立五丁目14番17号 公益社団法人 熊本県看護協会 会長 高島 和歌子	平成25年4月1日	法人格変更
旧 熊本県看護協会訪問看護ステーションくまもと 熊本市東区花立五丁目14番17号 社団法人 熊本県看護協会 会長 高島 和歌子		
(歯科)		
新 坂口歯科医院 熊本市中央区国府一丁目1-1 オーシャンズビル2F 医療法人 弘倫会 理事長 坂口 倫章	平成25年4月1日	所在地変更
旧 坂口歯科医院 熊本市中央区水前寺一丁目17-32 石本ビル2F 医療法人 弘倫会 理事長 坂口 倫章		
(薬局)		
新 くまもと中央薬局 熊本市中央区本荘五丁目16-1 金子ビル 一般社団法人 熊本市薬剤師会 会長 村瀬 元治	平成25年4月1日	法人格変更
旧 くまもと中央薬局		

	熊本市中央区本庄五丁目16-1 金子ビル 社団法人 熊本市薬剤師会 会長 村瀬 元治		
(薬局)			
新	くまもと東部薬局 熊本市中央区湖東一丁目1-65 一般社団法人 熊本市薬剤師会 会長 村瀬 元治	平成25年4月1日	法人格変更
旧	くまもと東部薬局 熊本市中央区湖東一丁目1-65 社団法人 熊本市薬剤師会 会長 村瀬 元治		
新	くまもと西部薬局 熊本市中央区古城町1-2 一般社団法人 熊本市薬剤師会 会長 村瀬 元治	平成25年4月1日	法人格変更
旧	くまもと西部薬局 熊本市中央区古城町1-2 社団法人 熊本市薬剤師会 会長 村瀬 元治		
(あん摩・マッサージ)			
新	マッサージケアセンター ひかり 有働 之恵 熊本市東区花立三丁目34番13-102号	平成25年4月1日	名称(屋号)変更
旧	施術治療院ヒカリ 熊本東営業所 有働 之恵 熊本市東区花立三丁目34番13-102号		

告 示 第 4 1 2 号

平成 25 年 5 月 27 日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
(医科)	
熊本託麻台病院 熊本市東区尾ノ上一丁目14-27 医療法人 堀尾会 理事長 堀尾 慎彌	平成25年4月30日
(歯科)	
木庭歯科医院 熊本市中央区大江五丁目14-13 木庭 邦夫	平成25年3月31日
寺島歯科医院 熊本市南区田迎六丁目2-1 寺島 美史	平成25年3月31日

告 示 第 4 1 3 号

平成 25 年 5 月 27 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、生活保護法第 55 号の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
ふうの木 ケアプランセンター 熊本市東区西原一丁目 11 番 63 号 社会福祉法人永幸福社会 理事長 米澤 義一	居宅介護支援	平成 25 年 4 月 16 日
訪問介護ステーション てる照 熊本市南区富合町小岩瀬 331 株式会社 和剛 代表取締役 田端 照子	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 25 年 4 月 30 日
リハビリデイサービス nagomi 尾ノ上店 熊本市東区尾ノ上三丁目 12 番 28 号 有限会社 七草堂 代表取締役 内村 真一朗	通所介護・介護予防通所介護	平成 25 年 4 月 1 日
早 プランニング 熊本市中央区出水八丁目 29-39-1 合同会社 慶 杉本 宏	居宅介護支援	平成 25 年 5 月 1 日
居宅介護支援事業所かなえ 熊本市北区龍田九丁目 4 番 34 号丸利ビル 102 号 有限会社 優愛 取締役 重岡 千賀子	居宅介護支援	平成 25 年 4 月 26 日
光の森リハビリセンター smile-スマイル 熊本市北区龍田町弓削 867-1 合同会社 EMIAS 代表社員 松井 亨	通所介護・介護予防通所介護	平成 25 年 5 月 1 日
特定医療法人 萬生会 清水在宅療養支援診療所 熊本市北区清水亀井町 1 番 26 号 特定医療法人 萬生会 理事長 河北 誠	居宅療養管理指導・介護予防 居宅療養管理指導	平成 25 年 4 月 30 日
訪問介護ステーション メロディー 熊本市北区龍田二丁目 3-23 有限会社 誠心会 代表取締役 佐藤 幸記	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 25 年 5 月 7 日
グリーン薬局春日店 熊本市西区春日七丁目 19 番 6 号 有限会社メディックス 代表取締役 今井 政文	居宅療養管理指導・介護予防 居宅療養管理指導	平成 25 年 4 月 30 日
くまもと訪問看護ステーション 熊本市東区石原一丁目 11 番 11 号 株式会社 くまもと健康支援研究所 代表取締役 松尾 洋	訪問看護・介護予防訪問看護、 居宅療養管理指導・介護 予防居宅療養管理指導	平成 25 年 5 月 13 日
箱根崎ホームヘルプステーション「こーよん」 熊本市北区植木町植木 97-3 医療法人 滄溟会 理事長 中原 紘嗣	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	平成 25 年 5 月 13 日
尾ノ上リハビリテーション 熊本市東区尾ノ上一丁目 14-27	通所リハビリテーション・介護 予防通所リハビリテーション	平成 25 年 5 月 1 日

医療法人堀尾会 理事長 堀尾 慎彌

ョン

告 示 第 4 1 4 号

平成 2 5 年 5 月 2 7 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための介護を担当する機関を指定したので、同法第 5 5 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
グループホーム ヒューマンケア富合 熊本市南区富合町廻江 8 2 9 番地 有限会社ヒューマン・ケア 代表取締役 下條 寛二	認知症対応型共同生活介護	平成 2 5 年 4 月 1 7 日

告 示 第 4 1 5 号

平成 2 5 年 5 月 2 7 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項の規定により、次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

	介護機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
新	介護機関名称：熊本県看護協会訪問看護ステーションくまもと 所在地：熊本市東区花立五丁目 1 4 - 1 7 開設者：公益社団法人 熊本県看護協会 会長 高島 和歌子	平成 2 5 年 4 月 1 日	その他変更
旧	介護機関名称：熊本県看護協会訪問看護ステーションくまもと 所在地：熊本市東区花立五丁目 1 4 - 1 7 開設者：社団法人 熊本県看護協会 会長 高島 和歌子		
新	介護機関名称：熊本県看護協会介護支援事業所くまもと 所在地：熊本市東区花立五丁目 1 4 - 1 7 開設者：公益社団法人 熊本県看護協会 会長 高島 和歌子	平成 2 5 年 4 月 1 日	その他変更
旧	介護機関名称：熊本県看護協会介護支援事業所くまもと 所在地：熊本市東区花立五丁目 1 4 - 1 7 開設者：社団法人 熊本県看護協会 会長 高島 和歌子		
新	介護機関名称：ひだまり居宅介護支援事業所 所在地：熊本市北区四方寄町 1 6 7 3 - 1 ラフィネーラ四方寄 2 0 1 号 開設者：株式会社 HM 代表取締役 松本 壽子	平成 2 5 年 3 月 1 2 日	名称・所在地変更
旧	介護機関名称：ケアプランセンターまつもと 所在地：熊本市北区植木町一木 6 2 4 - 2 5 開設者：株式会社 HM 代表取締役 松本 壽子		
新	介護機関名称：居宅介護支援事業所おんさ 所在地：熊本市東区新外三丁目 1 - 6 3 - 1 0 1 号 開設者：一般社団法人 音又 代表理事 谷口 兼一郎	平成 2 5 年 4 月 1 6 日	所在地変更
旧	介護機関名称：居宅介護支援事業所おんさ 所在地：熊本市東区山之内一丁目 4 番 - 1 5 - 6 0 2 号 開設者：一般社団法人 音又 代表理事 谷口 兼一郎		

新	介護機関名称：ヒューマンライフケアあきつ 所在地：熊本市東区若葉二丁目15-25モナーク秋津1階 開設者：ヒューマンライフケア株式会社 代表取締役 河上 信弘	平成25年4月4日	その他変更
旧	介護機関名称：ヒューマンライフケアあきつ 所在地：熊本市東区若葉二丁目15-25モナーク秋津1階 開設者：ヒューマンライフケア株式会社 代表取締役 庄司 孝正		
新	介護機関名称：ヒューマンライフケア細工町の湯 所在地：熊本市中央区細工町三丁目7-2細工町ハイツ1階 開設者：ヒューマンライフケア株式会社 代表取締役 河上 信弘	平成25年4月4日	その他変更
旧	介護機関名称：ヒューマンライフケア細工町の湯 所在地：熊本市中央区細工町三丁目7-2細工町ハイツ1階 開設者：ヒューマンライフケア株式会社 代表取締役 庄司 孝正		

告 示 第 4 1 6 号

平成25年5月27日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
熊本託麻台病院 熊本市東区尾ノ上一丁目14-27 医療法人 堀尾会 理事長 堀尾 慎彌	平成25年4月30日

告 示 第 4 1 7 号

平成25年5月27日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新の別	敷地の幅員(m)	延長(m)
7-222	島崎6丁目第2号線	西区島崎六丁目127番5地先から 西区島崎六丁目126番1地先まで	旧	4.0 ～ 9.0	40.6
		西区島崎六丁目127番5地先から 西区島崎六丁目126番1地先まで	新	5.0 ～ 47.0	40.6

告 示 第 4 1 8 号

平成 25 年 5 月 27 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路 線 名	道 路 の 区 域	供用開始の期日
		区 間	
7-222	島崎6丁目第2号線	西区島崎六丁目127番5地先から 西区島崎六丁目126番1地先まで	平成25年5月27日

告 示 第 4 1 9 号

平成 25 年 5 月 28 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
437010 9623	茶話本舗デイサービス榎亭 熊本市東区榎町23番139号	株式会社真聖 熊本市東区東野三丁目7番17号 代表取締役 安藤 妙子	平成25年6月1日	通所介護

告 示 第 4 2 0 号

平成 25 年 5 月 28 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法第 115 条の 10 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 09631	介護予防運動支援センター シルキーライフ熊本中央 熊本市中央区帯山二丁目12番26号 二宮コミュニティビル1階	株式会社 Silky Life Japan 熊本市中央区帯山二丁目12番26号 二宮コミュニティビル2階 代表取締役 吉富 徳泰	平成25年6月1日	通所介護

43701 09631	介護予防運動支援センター シルキーライフ熊本中央 熊本市中央区帯山二丁目12番26号 二宮コミュニティビル1階	株式会社 Silky Life Japan 熊本市中央区帯山二丁目12番26号 二宮コミュニティビル2階 代表取締役 吉富 徳泰	平成25年6月1日	介護予防通所介護
----------------	--	--	-----------	----------

告示第421号

平成25年5月28日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43601 90641	クリニカルサポート 訪問看護ステーションくまもと 熊本市中央区壺川一丁目8-64 コスモビル202	株式会社クリニカルサポート 東京都品川区東五反田5-9-22 代表取締役 小宅 正	平成25年6月1日	訪問看護
43601 90641	クリニカルサポート 訪問看護ステーションくまもと 熊本市中央区壺川一丁目8-64 コスモビル202	株式会社クリニカルサポート 東京都品川区東五反田5-9-22 代表取締役 小宅 正	平成25年6月1日	介護予防訪問看護

告示第422号

平成25年5月28日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43601 90666	KKF訪問看護ステーション 熊本市西区花園七丁目25-23	社会福祉法人熊本厚生事業福祉会 熊本市中央区本庄五丁目10-23 理事長 野口 駿	平成25年6月1日	訪問看護
43601 90666	KKF訪問看護ステーション 熊本市西区花園七丁目25-23	社会福祉法人熊本厚生事業福祉会 熊本市中央区本庄五丁目10-23 理事長 野口 駿	平成25年6月1日	介護予防訪問看護

告示第423号

平成25年5月28日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに 代表者の氏名	指定年月日	サービ スの 種類
436019 0658	訪問看護ステーション かみふ うせん 熊本市北区高平三丁目11-5 8 宮の森ハイツ	有限会社在宅サービスかみふうせん 熊本市北区高平三丁目11番58号宮の 森ハイツ1階 取締役 山中 敦子	平成25年6月1日	訪問看護
436019 0658	訪問看護ステーション かみふ うせん 熊本市北区高平三丁目11-5 8 宮の森ハイツ	有限会社在宅サービスかみふうせん 熊本市北区高平三丁目11番58号宮の 森ハイツ1階 取締役 山中 敦子	平成25年6月1日	介護予防 訪問看護

告 示 第 4 2 5 号

平成 25 年 5 月 29 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路 線 名	道 路 の 区 域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅 員 (m)	延 長 (m)
4010	子飼本町大江 6丁目第1号 線	中央区子飼本町253番地先から 中央区東子飼町8番31地先まで	旧	42.8 ～ 48.8	10.1
		中央区子飼本町253番地先から 中央区東子飼町8番31地先まで	新	42.8 ～ 45.8	10.1

告 示 第 4 2 6 号

平成 25 年 5 月 29 日

熊本市職員の退職手当に関する条例（昭和30年条例第16号）第12条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 処分を受けるべき者 有田 誠
- 2 処分の内容

熊本市職員の退職手当に関する条例第12条第1項の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、次の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に熊本市長に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に熊本市を被告として（被告を代表する者は熊本市長）提起することがで

きる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

金12,543,770円

(処分前の一般の退職手当等の額)		12,543,770円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)		0円
(退職をした者の氏名) 有田 誠		
(採用年月日) 昭和60年4月1日	(勤続期間) 24年6月	
(退職年月日) 平成25年5月29日		
(退職時の所属) 観光文化交流局スポーツ振興課		
(退職時の職名) 参事	(退職時の給料月額) 374,200円 (行政職員給料表4級70号)	
(支給制限処分の理由) 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定による懲戒免職処分を受けたため。		
(熊本市職員の退職手当に関する条例第12条第1項に定める事情に関し勘案した内容についての説明) 退職手当の支給にあたっては、懲戒免職処分を受けて退職をした者に対しては一般の退職手当等の全部を支給しないことが原則であるが、諸事情を考慮し、その一部を支給しないこととする処分にとどめることもあり得るところである。 しかしながら、本件事案に関しては、処分の対象となった非違行為の内容及び程度、公務の遂行に及ぼす支障の程度及び公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案した場合、その他の情状を考慮してもなお一般の退職手当等の全部を支給しないことが適当であると決定した。		

備考 勤続期間とは、熊本市職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

告 示 第 4 2 8 号

平成 25 年 5 月 31 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 2 条の 2 第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条の 1 1 及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 1 4 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43901 00032	かたくり健軍 熊本市東区尾ノ上二丁目3番3-4号	アズビルあんしんケアサポート 株式会社 東京都大田区山王一丁目3番5号 代表取締役 三輪 英俊	平成25年6月1日	定期巡回・随時対応型訪問介護看護

告 示 第 4 2 9 号

平成 25 年 5 月 31 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした小野自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「堀 英博 熊本市北区植木町小野 1 2 6 1 番地」を「堀 日出夫 熊本市北区植木町小野 1 2 2 6 番地 2」に改める。

告 示 第 4 3 0 号

平成 25 年 5 月 31 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした鹿子木町自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「古田 榮治 熊本市北区鹿子木町 7 5 番地 5」を「池田 尚武 熊本市北区鹿子木町 1 0 8 番地 2」に改める。

告 示 第 4 3 1 号

平成 25 年 5 月 31 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした弓削校区第二町内自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「田中 正純 熊本市北区龍田町弓削 3 0 0 番地」を「山川 利春 熊本市北区龍田町弓削 2 8 9 番地」に改める。

告 示 第 4 3 2 号

平成 25 年 5 月 31 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 1 項及び熊本市財政状況の公表に関する
条例（昭和 23 年告示第 51 号）第 2 条の規定に基づき、熊本市の財政状況を次のとおり公表する。

熊本市長 幸 山 政 史

以下、登載省略

公 告

公 告 第 3 5 9 号

平成 25 年 5 月 16 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が
完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区榎木三丁目 1397 番 8 の一部、1397 番 24、1397 番 25、1397 番 26
1、567.42 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区榎木二丁目 8 番 71 号
中山 キミ

公 告 第 3 6 0 号

平成 25 年 5 月 16 日

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 88 条第 2 項の規定に基づき、城南町中央土地区
画整理組合の換地計画を公衆の縦覧に供するため、同法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 55 条
の 2 において準用する同法施行令第 3 条の規定により公告する。

なお、当該土地区画整理事業に関係ある土地若しくはその土地に定着する物件又は当該土地区画整
理事業に関係のある水面について権利を有する者は、縦覧に供された換地計画について意見がある場
合においては、縦覧期間内に、施行者に意見を提出することができる。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 縦覧開始の日
平成 25 年 5 月 17 日
- 2 縦覧期間
平成 25 年 5 月 17 日から平成 25 年 5 月 30 日まで
- 3 縦覧場所
熊本市南区城南町今吉野 1324 番地 2
城南町中央土地区画整理組合事務所
- 4 縦覧時間
午前 9 時から午後 5 時まで
- 5 施行者
城南町中央土地区画整理組合
理事長 甲斐 一行

公 告 第 3 6 2 号

平成 25 年 5 月 16 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が

完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区鹿島瀬町605番1
397.64平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本県菊池郡大津町大字引水510番地1 コンフォートグランビア 101号
今村 早苗

公告第366号

平成25年5月17日

熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）第35条の規定により、平成24年度の同条例による文書等の開示の実施状況を次のとおり公表する。

熊本市長 幸山政史

平成24年度個人情報保護制度の実施状況

（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

1 開示請求件数及びその処理状況

（単位：件）

開示請求件数	処 理 状 況							
	開示決定	一部開示決定	不開示	不存在	存否不回答	合計	取下げ	却下
63	33	21	2	11	0	67	0	0

【備考】

- 1 1件の開示請求に対し、複数の決定が為される場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。
- 2 一部開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。
- 3 存否不回答とは、条例第17条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

2 実施機関別の開示請求件数及び処理状況

（単位：件）

実施機関	開示請求件数	処 理 状 況							
		開示決定	一部開示決定	不開示	不存在	存否不回答	合計	取下げ	却下
市 長	総務局	0	0	0	0	0	0	0	0
	企画振興局	25	10	6	0	11	0	27	0
	財政局	0	0	0	0	0	0	0	0
	健康福祉子ども局	20	13	7	1	0	0	21	0
	環境局	0	0	0	0	0	0	0	0

	農水商工局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	観光文化交流局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都市建設局	1	0	1	0	0	0	1	0	0
	中央区役所	3	1	2	0	0	0	3	0	0
	東区役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	西区役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	南区役所	1	1	0	0	0	0	1	0	0
	北区役所	1	0	1	0	0	0	1	0	0
	会計総室	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	51	25	17	1	11	0	54	0	0
	教育委員会	2	2	0	0	0	0	2	0	0
	選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農業委員会	2	1	1	0	0	0	2	0	0
	固定資産評価 審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公 営 企 業 管 理 者	交通局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上下水道局	1	0	1	0	0	0	1	0	0
	病院局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防長	消防局	7	5	2	1	0	0	8	0	0
議	会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合	計	63	33	21	2	11	0	67	0	0

3 不服申立ての件数及び処理状況

(単位：件)

不服申立て件数			処理状況			
			決定済	審議会で 審議中	実施機関 で検討中	取下げ
24年度	不服申立て	0	0	0	0	0

4 訂正請求の状況

(単位：件)

訂正請求件数			処理状況		
			訂正	一部訂正	非訂正
24年度	訂正請求	0	0	0	0

5 利用停止請求の状況

(単位：件)

	利用停止請求件数
24年度	0

公告第 367 号
平成 25 年 5 月 17 日

熊本市情報公開条例（平成 10 年条例第 33 号）第 23 条の規定により、平成 24 年度と同条例による文書等の開示の実施状況を次のとおり公表する。

熊本市長 幸山政史

平成 24 年度情報公開制度の実施状況

（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）

1 開示請求件数及びその処理状況

(単位：件)

開示 請求 件数	処 理 状 況									
	開示 決定	部分 開示 決定	請求拒否決定					合計	取下げ	却下
			不開示	存否 不回答	不存在	その他	小計			
868	519	227	9	0	152	0	161	907	9	0

〔備考〕

- 1 1 件の開示請求に対し、複数の決定が為される場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。
- 2 部分開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。
- 3 存否不回答とは、条例第 9 条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。
- 4 その他とは、条例が適用されない文書等に対する請求等その他の理由により、請求拒否の決

定をしたものをいう。

2 実施機関別の開示請求件数及び処理状況

(単位：件)

実施機関	開 示 求 件 数	処 理 状 況										
		開 示 決 定	部 分 開 示 決 定	請求拒否決定					合 計	取 下 げ	却 下	
				不 開 示	存 否 不 回 答	不 存 在	そ の 他	計				
市 長	総 務 局	10	3	6	1	0	3	0	4	13	0	0
	企画振興局	40	17	15	2	0	18	0	20	52	1	0
	財 政 局	15	4	0	0	0	11	0	11	15	0	0
	健康福祉子ども局	145	76	51	0	0	20	0	20	147	2	0
	環 境 局	40	14	6	0	0	20	0	20	40	0	0
	農水商工局	17	9	5	0	0	4	0	4	18	0	0
	観光文化交流局	24	15	4	1	0	5	0	6	25	0	0
	都市建設局	337	205	115	4	0	34	0	38	358	2	0
	中央区役所	3	1	1	0	0	1	0	1	3	0	0
	東 区 役 所	4	1	2	0	0	1	0	1	4	0	0
	西 区 役 所	2	1	0	0	0	1	0	1	2	0	0
	南 区 役 所	7	5	1	0	0	1	0	1	7	0	0
	北 区 役 所	7	5	1	0	0	1	0	1	7	0	0
	会計総室	4	3	0	0	0	1	0	1	4	0	0
小 計	655	359	207	8	0	121	0	129	695	5	0	
教育委員会	20	13	0	1	0	6	0	7	20	1	0	
選挙管理委員会	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	
人事委員会	3	2	0	0	0	1	0	1	3	0	0	
監 査 委 員	2	1	1	0	0	2	0	2	4	0	0	
農 業 委 員 会	3	0	1	0	0	1	0	1	2	1	0	
固定資産評価 審 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公営企業 管 理 者	交 通 局	2	1	1	0	0	0	0	0	2	0	0
	上下水道局	153	135	6	0	0	10	0	10	151	2	0
	病 院 局	5	2	0	0	0	3	0	3	5	0	0
消防長	消防局	17	3	10	0	0	4	0	4	17	0	0
議 会	7	3	1	0	0	3	0	3	7	0	0	
合 計	868	519	227	9	0	152	0	161	907	9	0	

3 不服申立ての件数及び処理状況

(単位：件)

不服申立て件数			処理状況				
			決定済	裁決済	審議会で 審議中	実施機関 で検討中	取下げ
24年度	異議申立て	2	0		0	2	0
	審査請求	0		0	0	0	0
合 計		2	0	0	0	2	0

公告第 370 号

平成 25 年 5 月 21 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区立福寺町字鶴畑 1399 番 3
434.32 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区八反田三丁目 8 番 16 号 ワンティック長嶺 I・101
須藤 慎護

公告第 372 号

平成 25 年 5 月 21 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区域山半田三丁目 1298 番 1、1298 番 5、1299 番 1、1299 番 5
232.13 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市西区上代八丁目 15 番 10 号 エクレールシロヤマ A 棟 102 号室
巖 大輔

公告第 373 号

平成 25 年 5 月 21 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区内田町字築籠 1757 番 1、1757 番 2、1769 番 4
334.03 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本県上益城郡御船町大字陣 2 0 7 8 番
永井 寿治

公 告 第 3 7 4 号

平成 2 5 年 5 月 2 2 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 熊本市東区秋津三丁目 1 3 5 2 番 1
 4 9 9 . 9 9 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
 熊本県宇土市新開町 1 4 1 8 番地 3
 坂田 貴文
 坂田 紀子

公 告 第 3 7 5 号

平成 2 5 年 5 月 2 3 日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく熊本農業振興地域整備計画の一部を次のとおり変更したので、同法第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 2 項の規定により次の場所において縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 変更内容
 農用地利用計画の変更

変更しようとする土地の所在	面積 (a)	変更理由
東区小山町 2 1 9 9 - 4、2 2 0 2 - 1	3 3 . 1 4	職員用駐車場用地として除外

- 2 縦覧場所
 熊本市農水商工局農業政策課
 熊本市中央区総務企画課
 熊本市東区農業振興課
 熊本市西区農業振興課
 熊本市南区農業振興課
 熊本市北区農業振興課

公 告 第 3 8 0 号

平成 2 5 年 5 月 2 7 日

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 6 条の 4 第 1 項に基づき、地籍調査を実施するにあたり、同法第 7 条及び同法施行令（昭和 2 7 年政令第 5 9 号）第 1 0 条の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 事業計画が公示された日
 平成 2 5 年 4 月 2 6 日
- 2 調査を実施する者の名称
 熊本市

3 調査地域

東区戸島五丁目、東区戸島六丁目、東区戸島町の各一部

中央区九品寺二丁目、中央区九品寺三丁目、中央区九品寺四丁目、中央区九品寺五丁目、中央区九品寺六丁目、中央区大江本町、中央区本庄二丁目、中央区白山一丁目、中央区白山二丁目、中央区岡田町、中央区菅原町、中央区出水六丁目、中央区国府本町、中央区国府一丁目、中央区国府二丁目、中央区国府三丁目、中央区国府四丁目、中央区出水二丁目、中央区出水三丁目、中央区出水四丁目、東区出水四丁目、中央区出水五丁目、南区田井島一丁目、南区田迎六丁目、南区出仲間九丁目の全部

中央区八王子町、中央区出水一丁目、中央区出水七丁目の各一部

北区植木町平井、北区植木町古閑の全部

北区植木町亀甲、北区植木町有泉、北区植木町上古閑、北区植木町木留の各一部

4 調査の期間

平成 25 年 5 月 27 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

公 告 第 3 8 1 号

平成 25 年 5 月 27 日

熊本市小規模修繕契約希望者登録要綱第 4 条の規定に基づき、熊本市が発注する施設の小規模な修繕を契約希望する者（小規模修繕希望者登録に参加する者）の必要な資格、その他について次のとおり定めたので公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 登録できる者の資格

契約希望者として登録することができる者は、個人事業者である場合は熊本市内に住所又は主たる事業所（自宅を主たる事業所としているときを含む。）を有する者、法人である場合は熊本市内に商業登記簿上の本店を有する者とし、かつ、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号に該当する者
- (3) 熊本市工事競争入札参加有資格業者名簿又は熊本市物品関係指名競争入札（見積）参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に記載されている者
- (4) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者
- (5) 市税を滞納している者（当該滞納しているものについて、分納を誓約し、かつ、当該分納を履行していると認められる者を除く。）
- (6) その他契約の相手方として不相当と認められる者

2 登録申請の受付時期

- (1) 定期受付 平成 25 年 6 月 3 日から平成 25 年 6 月 28 日まで（土、日曜日を除く）
 - (2) 随時受付 平成 25 年 7 月 1 日から閉庁日を除く毎日（ただし、月単位の受付とする。）
- ※ 受付時間 9 時から 16 時まで（ただし、正午から 13 時までを除く。）

3 登録申請の受付場所

熊本市中央区花畑町 3-1（花畑町別館 4 階）

熊本市総務局契約検査総室 物品契約班

4 申請書の提出方法

持参（郵送は受け付けない。）

5 登録決定の通知

契約希望者登録決定通知書を発送するとともに、登録決定者は登録名簿に登録するものとする。

6 登録資格の有効期間

- (1) 定期受付 平成 25 年 8 月 1 日から平成 27 年 7 月 31 日まで

- (2) 随時受付 原則として、申請書を受理した月の翌々月の1日から平成27年7月31日まで
- 7 提出書類
- 熊本市小規模修繕契約希望者登録申請書（様式第1号）に、次の各号の書類を添付し提出すること。
- (1) 登録決定通知書（様式第2号）
 - (2) 法人にあつては登記事項証明書
 - (3) 印鑑証明書（原本）
 - (4) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
 - (5) 役員名簿及び照会承諾書
 - (6) 市税滞納有無調査承諾書
 - (7) 相手方登録申請書
 - (8) その他市長が必要と認める書類

公 告 第 3 8 2 号

平成 2 5 年 5 月 2 7 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区植木町鑑田字永ノ尾612番2、613番2、614番3
223.44平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区江津一丁目7番40号
中川 聡
中川 圭子

公 告 第 3 8 5 号

平成 2 5 年 5 月 2 7 日

熊本市建設工事低入札価格調査実施要領の一部を改正する要領を公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市建設工事低入札価格調査実施要領の一部を改正する要領
熊本市建設工事低入札価格調査実施要領（平成10年告示第113号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「10分の3」を「10分の5.5」に改める。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行し、一般競争入札にあつては同日以後に公告をするもの、指名競争入札にあつては同日以後に指名をするものについて適用する。

公 告 第 3 8 6 号

平成 2 5 年 5 月 2 7 日

工事請負契約に係る最低制限価格の算定基準の一部を改正する基準を公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

工事請負契約に係る最低制限価格の算定基準の一部を改正する基準
工事請負契約に係る最低制限価格の算定基準（平成17年告示第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「10分の3」を「10分の5.5」に改める。

附 則

この基準は、平成 25 年 6 月 1 日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

公告第 387 号

平成 25 年 5 月 27 日

熊本市建設工事履行確実性評価型総合評価一般競争入札実施要領の一部を改正する要領を公告する。

熊本市長 幸山政史

熊本市建設工事履行確実性評価型総合評価一般競争入札実施要領の一部を改正する要領
熊本市建設工事履行確実性評価型総合評価一般競争入札実施要領（平成 24 年公告第 316 号）の
一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項第 4 号中「10 分の 3」を「10 分の 5.5」に改める。

第 5 条第 4 項の次に次の一項を加える。

- 5 前項に定める履行確実性評価基準額の算定は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の千円に満たない額を切り捨てた額をもって行うものとする。

附 則

この要領は、平成 25 年 6 月 1 日から施行し、同日以後に公告をするものについて適用する。

公告第 389 号

平成 25 年 5 月 28 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区戸島西四丁目 3400 番 6、3400 番 8
364.36 方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区戸島西四丁目 9 番 2 号
安藤 栄

公告第 393 号

平成 25 年 5 月 28 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区画図町大字重富字津田 661 番 1、662 番 2、663 番 1、664 番 1
2,998.07 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区平成三丁目 16 番 27 号
株式会社 九建ホーム
代表取締役 福嶋 正夫

公告第 394 号

平成 25 年 5 月 28 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が

完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区硯川町字木ノ本587番1
331.38平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区硯川町589番地
田代 洋人
田代 昭夫

公 告 第 3 9 5 号

平成25年5月28日

城南町中央土地区画整理組合の定款変更について、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第1項の規定により認可したので、同法第39条第4項の規定により公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 組合の名称
城南町中央土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成10年10月8日から平成27年3月31日まで
- 3 施行地区
熊本市南区城南町今吉野字上中須の全部
熊本市南区城南町今吉野字東原、字中原、字西原の各一部
熊本市南区城南町宮地字鬼熊、字宮本、字新御堂、字構口の各一部
熊本市南区城南町舞原字今原の一部
熊本市南区城南町隈庄字松ノ平の一部
- 4 事務所の所在地
熊本市南区城南町今吉野1324番地2
- 5 設立認可の年月日
平成10年10月8日
- 6 定款変更認可の年月日
平成25年5月27日

公 告 第 3 9 7 号

平成25年5月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区八分字町字水口917番1
278.01平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区近見六丁目3番58号
西川 政秀

公 告 第 3 9 8 号

平成 2 5 年 5 月 2 9 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市中央区本山町字園田 2 8 7 番 2
1, 8 8 3. 4 6 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市中央区舞鶴一丁目 1 番 3 号
株式会社 アイランド
代表取締役 亀頭 隆行

公 告 第 4 0 0 号

平成 2 5 年 5 月 2 9 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区近見九丁目 9 4 4 番 1、9 4 4 番 3、9 4 4 番 4
8 8 5. 2 1 方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区长嶺南一丁目 6 番 2 2 - 1 号
株式会社 タツヤホーム
代表取締役 工藤 達也

公 告 第 4 0 2 号

平成 2 5 年 5 月 3 1 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区近見四丁目 1 5 8 番 1 及び水路
1, 8 6 0. 0 6 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区水前寺六丁目 2 4 番 1 0 号
株式会社 NSK
代表取締役 錦戸 美信

公 告 第 4 0 3 号

平成 2 5 年 5 月 3 1 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区沖新町字今新開割 6 6 5 番 2、6 6 5 番 3
4 6 7. 1 4 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市西区沖新町 6 6 5 番地 2
上村 研吾

公 告 第 4 0 4 号
平成 2 5 年 5 月 3 1 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区沖新町字今新開割 6 6 5 番 5、6 6 5 番 6
4 9 8. 1 3 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市西区中島町 2 5 5 5 番地 1
小宮 隆秀

中 央 区

中央区告示第 9 号
平成 2 5 年 5 月 2 0 日

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 8 条及び第 1 2 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 2 5 年 5 月 1 4 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 淵 啓 子

以下、登載省略

中央区告示第 1 0 号
平成 2 5 年 5 月 2 4 日

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 8 条及び第 1 2 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 2 5 年 5 月 2 1 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 淵 啓 子

以下、登載省略

北 区

北 区 告 示 第 4 号
平成 2 5 年 5 月 1 7 日

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 8 条及び第 1 2 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 2 5 年 5 月 1 3 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市北区長 石 原 純 生

以下、登載省略

上 下 水 道 局

上下水道局規程第 16 号

平成 25 年 5 月 24 日

熊本市上下水道局安全衛生委員会規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

熊本市上下水道局安全衛生委員会規程の一部を改正する規程

熊本市上下水道局安全衛生委員会規程（昭和 34 年水道局規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、同項に規定する安全衛生委員会として、熊本市上下水道局に熊本市上下水道局安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第 2 条を削る。

第 3 条第 2 項中「管理者」を「熊本市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改め、同条を第 2 条とする。

第 4 条中「1 年」を「、1 年」に改め、同条ただし書中「選任される」を「任命される」に改め、「在任する」の次に「ものとする」を加え、同条を第 3 条とする。

第 5 条第 1 項中「委員長は、」の次に「委員会の会議（以下「会議」という。）の」を、「なり、」の次に「委員会の」を加え、同条第 2 項中「又は」の次に「委員長が」を加え、同条を第 4 条とする。

第 6 条中「委員会」を「会議」に改め、同条後段を削り、同条に次の 1 項を加え、同条を第 5 条とする。

2 委員の総数の 3 分の 2 以上の請求があったときは、委員長は、会議を招集しなければならない。

第 7 条中「委員会」を「会議」に改め、「、会議を」を削り、同条を第 6 条とする。

第 8 条中「委員会」を「会議」に改め、「議事」の次に「（以下「議事」という。）」を加え、同条を第 7 条とする。

第 9 条中「委員会の」を削り、「の出席を求めて」を「を会議に出席させ」に、「聞く」を「聴く」に改め、同条を第 8 条とし、第 10 条を第 9 条とし、第 11 条を第 10 条とする。

第 12 条第 1 項を次のように改める。

委員会の下部組織として、別表の左欄に掲げる事業場ごとに熊本市上下水道局職場安全衛生委員会（以下「職場委員会」という。）を設置する。

第 12 条第 2 項中「職員の労働安全衛生に関し、第 2 条第 1 項各号に規定する事項を」を「その事業場における法第 17 条第 1 項各号及び第 18 条第 1 項各号に掲げる事項について」に改め、同条第 5 項中「第 4 条から第 9 条」を「第 3 条から第 8 条」に改め、「の委員の任期、委員長の職務、招集、会議の成立、表決及び関係者の出席」を削り、同項を同条第 6 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

5 職場委員会の委員は、その事業場に勤務する職員で、安全管理者、衛生管理者その他の安全若しくは衛生に関し経験を有するもの又は労働組合が推薦したもののうちから当該職場委員会の委員長が選任する。この場合において、安全管理者、衛生管理者その他の安全又は衛生に関し経験を有する職員の数と労働組合が推薦した職員の数とは、同数としなければならない。

第 12 条第 4 項を削り、同条第 3 項中「別表左欄に掲げる職場」を「別表の左欄に掲げる事業場」に、「別表中欄」を「同表の中欄」に改め、同項を同条第 4 項とし、同項の前に次の 1 項を加え、同条を第 11 条とする。

3 委員会は、必要と認めるときは、職場委員会に対し、助言又は指導をすることができる。

第 13 条中「について」を「に関し」に、「それぞれの委員会」を「当該委員会又は職場委員会」に改め、同条を第 12 条とする。

別表を次のように改める。

別表（第 1 1 条関係）

事業場	名称	委員長
維持補修センター	維持補修センター安全衛生委員会	維持補修センター所長
中部浄化センター	中部浄化センター安全衛生委員会	中部浄化センター所長

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

上下水道局規程第 1 7 号

平成 2 5 年 5 月 2 4 日

熊本市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

熊本市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程

熊本市上下水道局安全衛生管理規程（昭和 4 8 年水道局規程第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「、北部上下水道センター」を削り、「、中部浄化センター及び東部浄化センター」を「及び中部浄化センター」に改め、同条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

上下水道局規程第 1 8 号

平成 2 5 年 5 月 3 1 日

熊本市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

熊本市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程

熊本市上下水道局事務決裁規程（昭和 3 6 年水道局規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

（指定職員による専決）

第 6 条 下水道雨水事業に関する事項のうち、熊本市事務決裁に関する訓令（平成 8 年訓令第 3 号）

第 8 条局長共通専決事項の項各号に掲げる事項に相当する事項については、管理者があらかじめ指定した職員に専決させることができる。

2 第 2 条各号に掲げる事項のうち、下水道雨水事業に関することについては、同条の規定にかかわらず、管理者があらかじめ指定した職員に専決させることができる。

3 次に掲げる事項については、第 3 条の規定にかかわらず、管理者があらかじめ指定した職員に専決させることができる。

(1) 第 3 条課長共通専決事項の項各号に掲げる事項のうち、契約及び下水道雨水事業に関すること。

(2) 第 3 条総務課長専決事項の項第 1 号、第 7 号、第 1 1 号及び第 1 3 号から第 1 5 号までに掲げる事項

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

上下水道局規程第 1 9 号

平成 2 5 年 5 月 3 1 日

熊本市上下水道事業企業職員職名規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

熊本市上下水道事業企業職員職名規程の一部を改正する規程

熊本市上下水道事業企業職員職名規程（昭和 4 2 年水道局規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「首席上下水道審議員」の次に「、首席給与担当審議員」を、「、上下水道審議員」の次に「、給与担当審議員」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

上下水道局規程第 2 0 号

平成 2 5 年 5 月 3 1 日

熊本市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

熊本市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

熊本市上下水道局事務分掌規程（昭和 4 2 年水道局規程第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条給排水設備課の項に次の 1 号を加える。

(9) 配管図面の交付に関すること。

第 4 条計画調整課技術監理室の項第 4 号中「の管理及び埋設物調査の受付」を削り、「こと」の次に「（他課の所管に属する事務を除く。）」を加える。

第 5 条第 2 項中「総括雨水担当審議員、技監」を「技監、総括雨水担当審議員」に改め、「首席上下水道審議員」の次に「、首席給与担当審議員」を、「、上下水道審議員」の次に「、給与担当審議員」を加える。

第 6 条第 3 項中「総括雨水担当審議員、技監」を「技監、総括雨水担当審議員」に改め、「首席上下水道審議員」の次に「、首席給与担当審議員」を、「首席雨水担当審議員」の次に「、首席工事検査審議員」を、「、上下水道審議員」の次に「、給与担当審議員」を、「、雨水担当審議員」の次に「、工事検査審議員」を、「技術主幹」の次に「、工事検査主幹」を、「作業長」の次に「、工事検査員」を加え、「調査研究その他」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

上下水道局告示第 3 0 号

平成 2 5 年 5 月 2 4 日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 0 年水道局規程第 5 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第 7 4 5 号	熊本県合志市須屋 1 9 3 9 番地 株式会社城北 代表取締役 嶋村 健	平成 2 5 年 5 月 2 1 日

上下水道局告示第 3 1 号

平成 2 5 年 5 月 2 7 日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成 2 1 年上下水

道局規程第 36 号) 第 22 条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第 6 9 7 号	菊池市旭志尾足 5 3 4 番地 1 古庄産商 代表者 古庄 厚成	平成 2 5 年 5 月 2 0 日

病 院 局

病院局規程第 7 号
平成 2 5 年 5 月 3 1 日

熊本市病院事業企業職員職名規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市病院事業管理者 高 田 明

熊本市病院事業企業職員職名規程の一部を改正する規程

熊本市病院事業企業職員職名規程 (平成 2 1 年病院局規程第 9 号) の一部を次のように改正する。
第 2 条中「首席工事検査審議員」の次に「、首席給与担当審議員」を、「工事検査審議員」の次に「、給与担当審議員」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

病院局規程第 8 号
平成 2 5 年 5 月 3 1 日

熊本市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市病院事業管理者 高 田 明

熊本市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程

熊本市病院局事務分掌規程 (平成 2 1 年病院局規程第 3 号) の一部を次のように改正する。
第 3 条第 4 項中「首席工事検査審議員」の次に「、首席給与担当審議員」を、「工事検査審議員」の次に「、給与担当審議員」を加える。

第 4 条第 1 7 号中「及び首席工事検査審議員」を「、首席工事検査審議員及び首席給与担当審議員」に改め、同条第 1 9 号中「及び工事検査審議員」を「、工事検査審議員及び給与担当審議員」に改める。

附 則

この規程は、平成 2 5 年 6 月 1 日から施行する。

病院局規程第 9 号
平成 2 5 年 5 月 3 1 日

熊本市病院局事務決裁規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市病院事業管理者 高 田 明

熊本市病院局事務決裁規程の一部を改正する規程

熊本市病院局事務決裁規程 (平成 2 1 年病院局規程第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 1 4 条に次の 1 項を加える。

- 3 総務課長専決事項のうち、第 1 号及び第 6 号に規定する事項については、管理者の承認を得て、首席給与担当審議員又は給与担当審議員に専決させることができる。この場合において、首席給与

担当審議員又は給与担当審議員には、総務局人事課長をもって充てるものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

教 育 委 員 会

教 委 規 則 第 7 号

平成 25 年 5 月 17 日

熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市教育委員会 委員長 崎 元 達 郎

熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成 24 年教委規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表の生涯学習推進課長の項の前に次のように加える。

総務局次長	市費負担職員（教育職員を除く。）の給与の決定に関すること。
人事課長	市費負担職員（教育職員のうち臨時的任用職員を除く。）の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当に係る届の認定に関すること。

附 則

この規則は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

教 委 規 則 第 8 号

平成 25 年 5 月 17 日

熊本市教育委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市教育委員会委員長 崎 元 達 郎

熊本市教育委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則

熊本市教育委員会事務局事務専決規則（昭和 41 年教委規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号中「職員の給与及び退職手当」を「県費負担の教職員及び市費負担の教育職員の給与」に改め、同条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号を第 9 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(8) 職員の退職手当の決定に関すること。

第 4 条教育政策課長専決事項の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、同条教職員課長専決事項の項中「教職員」を「県費負担の教職員及び市費負担の教育職員」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(5) 市費負担の教育職員のうち臨時的任用職員の各種手当の受給資格の認定に関すること。

第 4 条指導課長専決事項の項中「教職員」を「県費負担の教職員及び市費負担の教育職員」に改める。

附 則

この規則は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

農 業 委 員 会

農 委 公 告 第 5 号

平成 25 年 5 月 29 日

熊本市農業委員会総会会議規則第 2 条により農業委員会総会を次のとおり招集する。

熊本市農業委員会会長 森 日 出 輝

1 日時 平成 25 年 6 月 7 日（金）午後 2 時 30 分

2 場所 市役所 1 4 階大ホール

3 議題

- 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請（会許可分）
- 第 2 号議案 競売買受適格証明願(耕作目的：会許可分)
- 第 3 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請
- 第 4 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請
- 第 5 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（3号）
- 第 6 号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明願
- 第 7 号議案 平成 2 4 年度事業報告について
- 第 8 号議案 平成 2 5 年度事業計画(案)について
- 第 9 号議案 平成 2 5 年度下限面積の決定について